

報告第3号 放棄した債権の報告について

1 債権の名称

- (1) (昭和56年3月30日付け契約) 宅地取得資金貸付金
- (2) (昭和56年11月21日付け契約) 住宅新築資金貸付金

2 主債務者

(被相続人)

相続人 A

相続人 B

相続人 C

3 債権の件数及び額

- (1) 宅地取得資金貸付金1件
和解金の支払いにより確定した違約金4,108,792円
- (2) 住宅新築資金貸付金1件
和解金の支払いにより確定した違約金9,689,891円

4 放棄した事由

各債務者について、小松島市債権管理条例第14条第1項各号のうち、以下のとおり該当。

相続人 A	第2号該当
相続人 B	第2号該当
相続人 C	第1号該当
連帯保証人 D	第2号該当
連帯保証人 E	第4号該当

(理由)

令和元年8月29日、徳島地方裁判所へ、担保不動産競売(令和元年(ケ)第60号)を申立て、令和2年4月16日、売却代金131万3,100円が交付された。

令和2年10月9日、亡主債務者の相続人3名（A、B、C）及び連帯保証人2名（D、E）を被告として、訴訟提起（令和2年9月定例会議議案第96号可決・徳島地方裁判所令和2年（ワ）第287号）し、各被告らに対する訴訟結果等は、以下のとおりとなった。

① A及びB

訴訟係属中の令和3年5月1日、破産による免責許可決定が確定したため、同人らに対する債権を請求できない。

② C

令和3年2月18日判決により、債務名義を取得したが、生活保護を受給しており、資力の回復が困難である。

③ D

令和4年4月20日、和解が成立（令和4年3月定例会議議案第30号可決）し、同人から同年5月9日、和解調書に基づく和解金679万1,996円が支払われたため、本件における本市との債権債務関係が消滅した。

④ E

令和4年2月10日判決により、債務名義を取得。

令和4年3月4日、徳島地方裁判所へ、財産開示手続（令和4年（財チ）第7号）を申立て、令和4年5月26日財産開示期日において、物件4個の所有不動産が判明した。

令和4年6月9日、徳島地方裁判所へ、物件4個の所有不動産について不動産強制競売（令和4年（ヌ）第12号）を申立てたが、物件3個について、同年12月3日、当該競売の取消決定が確定した。また、残りの物件1個について、3回売却実施されたが、いずれも買受の申出がなく、令和5年11月10日、当該競売の取消決定が確定した。

令和5年12月12日、徳島地方裁判所へ、第三者からの情報取得手続（令和5年（情チ）第32号）を申立て、第三者3名に対して預貯金の調査をしたが、負債額が預貯金総額を上回っていたため無資力であり、弁済する見込みがない。

以上のことから、これ以上の債権回収が困難であるため。